

徳島市観光ガイドブック制作業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

徳島市観光ガイドブック制作業務（以下「本業務」という。）の内容並びに本業務に係る公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本要領は、高度な企画提案力及び魅力的な誌面構成を実現するデザイン性を要する本業務について、徳島市（以下「本市」という。）と業務委託を遂行する最適な事業者（以下「受託候補者」という。）を選定するため、本プロポーザルの実施に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 業務概要

1 業務名 徳島市観光ガイドブック制作業務

2 業務内容

別紙「徳島市観光ガイドブック制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約時における仕様書については、受託候補者として特定された事業者の企画提案内容に応じて、協議の上、その内容を変更できるものとする。

3 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 予算概要等

この業務に係る予定価格（提案価格の上限）は4,015,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては、予定価格の範囲内とすること。

ただし、この業務に係る予算の減額、削除等があった場合には、仕様等を変更し、又は中止することがある。なお、このことにより、本プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあつても、市はその損害について一切負担しない。

第3 スケジュール

1	公告日（参加表明書受付開始） 質疑書受付開始（参加表明・企画提案に係る質疑）	令和8年10月28日（水）
2	参加表明書提出期限	令和8年11月10日（火）
3	参加資格審査結果の通知	令和8年11月11日（水）
4	質疑書受付終了	令和8年11月19日（木）
5	質疑回答期限	令和8年11月24日（火）
6	企画提案書及び見積書提出期限	令和8年11月26日（木）
7	ヒアリング等及び企画提案書審査	令和8年11月下旬（予定）
8	企画提案書審査結果通知	選定後速やかに通知
9	契約締結	令和8年12月上旬（予定）

第4 担当部局

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市経済部にぎわい交流課

電話 088-621-5231

電子メール nigiwai_koryu@city-tokushima.i-tokushima.jp

第5 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数事業者の共同提案による参加も可能とするが、この場合「※1 共同提案の要件」に留意すること。

- 1 徳島市の物品・役務関係の競争入札有資格者名簿に登載された者（以下「登録業者」という。）であること。ただし、登録業者以外の者が、「第6 参加表明手続」1(1)の必要書類を提出した場合は、本プロポーザルに参加することができるものとする。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 公募の日から参加表明書提出日までの間に、徳島市の物品の購入契約等に係る指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けている期間のない者
- 4 公募の日から参加表明書提出日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 6 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人住民税、固定資産税及び事業所税を滞納している者でないこと。

※1 共同提案の要件について

(1) 共同企業体として参加する場合には、次の全ての要件を満たしていること。

- ア 共同企業体を構成する企業の中から代表企業1社を決定すること。なお、徳島市との間で別途合意のない限りは、代表企業が一括して契約事務等（参加手続、契約締結、請負代金の請求・受領、契約履行中の業務に関する徳島市との折衝等）を行うこととする。
- イ 共同企業体を結成し、その運営等について協定を締結した上で、その協定書の写しと共同企業体届出書兼委任状（様式第4号）を参加表明書提出期限までに提出すること。
- ウ 実際に業務を行う企業のみが共同企業体に参加していること。
- エ 共同企業体の全ての構成員が、本実施要領の「第5 参加資格要件」の全ての要件を満たしていること。
- オ 共同企業体を構成する企業は、共同連帯して、責任を負うこと。
- カ 代表企業は、他の共同企業体の代表を兼ねること、または代表企業での参加の際は単独での参加を行うことを禁止する。
- キ 契約履行期間中及び履行後の契約不適合責任を問いうる期間（1年）中の解散は禁止する。

- (2) 共同企業体としての要件を確認するため、以下ア～キの事項を記載し法的拘束力を有する共同企業体協定書を作成すること。協定書等に不備がある場合は選定対象外とする場合がある。

- ア 共同企業体の名称及び目的（契約手続書類に定める業務及びその関連業務に限る）
- イ 発足時期
- ウ 解散について
- エ すべての構成企業の名称及び所在地
- オ 代表企業の決定
- カ 代表企業の権限
- キ 調達における責任関係

第6 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

本プロポーザルに関する実施要領、仕様書及び様式等については徳島市ホームページからダウンロードすること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 業務実績確認書（様式第3号）
- エ 提出日前3カ月以内に取得した法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）（写し可）
- オ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）（写し可）
- カ 法人市民税及び固定資産税の納税証明書（本市の課税事業者のみ）（写し可）
- キ 直近2事業年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書等）（写し可）
- ク 共同企業体届出書兼委任状（様式第4号）

※ 本市の登録業者に該当する者は、上記提出書類のうちエからキまでを省略できる。

※ 共同提案による参加の場合は、クを提出すること

- (2) 提出期限 令和8年11月10日（火曜日）午後5時

- (3) 提出場所 第4に同じ

- (4) 提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時まで（土日祝を除く）に持参すること。郵送の場合は期限までに必着のこと。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第5に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年11月11日までに、次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。あわせて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

- ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

- イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
- ア 提出期限 通知があつた日から7日以内までの午後5時まで（土日祝を除く）
- イ 提出場所 第4に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時まで（土日祝を除く）に持参すること。郵送の場合は期限までに必着のこと。
- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書等を提出するものとする。

なお、企画提案書提出要請後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

1 提出書類

企画提案書は、次の書類を添付して提出すること。

- (1) 企画提案書（任意様式） 10部（正本1部、副本9部）

A4判縦の両面印刷、左綴じ込みを基本とし、カラー印刷で作成すること。なお、これによりがたい場合は、A4判横又はA3判横（A4判サイズに折り込むこと）でも可とする。

※ 紙媒体により作成すること。表紙には、題名「徳島市観光ガイドブック制作業務」、作成年月日を記載し、正本のみ住所、商号又は名称を記載すること。

※ 副本には、企業名が特定できる内容については記載しないこと。

- (2) 見積書（任意様式） 1部

※ 仕様書に定める標準仕様に基づく見積りを基本とし、経費については、主な項目の内容を明示すること。なお、用紙・製本仕様等についてより効果的な代替提案を行う場合は、比較検討が可能となるよう内訳を明記して提示すること。

2 作成要領

- (1) 企画提案書

仕様書及び評価基準を踏まえて、下記の事項について、具体的な方策、効果を高めるための方策、制作スケジュール、業務遂行体制を明記すること。なお、企画提案書内には、提案者名が分かるような表記をしないこと。

ア 近年の旅行・観光ニーズを捉えた企画・編集戦略

近年の旅行トレンドを踏まえ、「徳島を楽しむ10のこと」をどのように再定義し、どのようなビジュアル・キャッチコピーで訴求するか提案すること。

イ LED 景観等を活用した「夜の徳島」のプロモーション展開

阿波おどり会館及び眉山ロープウェイの LED 景観の魅力を最大化し、実際の夜間誘客（ナイトタイムエコノミーの推進）へとつなげるための誌面展開及び効果的な見せ方

について提案すること。

ウ 紙媒体とデジタル媒体（WEB・SNS 等）との連携による相乗効果

本市ホームページや SNS 等のデジタル媒体と連動することにより、旅行者の利便性向上や周遊促進を図るための具体的な企画（キャンペーン連動やデジタルマップへの誘導手法等）について提案すること。

(2) デザイン提案（モックアップ）

ア 表紙デザインを提案すること。

イ 中面デザイン（1 見開き分「ナイトタイムエコノミーの紹介ページ」）を提案すること。

3 その他

1 事業者が複数の提案を行うことは認めない。

4 提出方法等

(1) 提出期限 令和 8 年 1 1 月 2 6 日（木曜日）午後 5 時

(2) 提出場所 第 4 に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（土日祝を除く）に持参すること。郵送の場合は期限までに必着のこと。

5 企画提案書の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。

(2) 本市は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 本市は、企画提案書について、徳島市情報公開条例（平成 19 年条例第 1 号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の公開とする。

第 8 質疑応答等

(1) 質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。なお、質疑がない場合、提出は不要である。

ア 提出書類 質疑書（様式第 5 号）

イ 提出期間 令和 8 年 1 1 月 1 9 日（木曜日）午後 5 時まで

ウ 提出場所 第 4 に同じ

エ 提出方法 電子メールにより提出すること（送信後に電話にて受信確認を行うこと。）

(2) (1)の回答方法は、本市ホームページ上に当該回答内容を公開するものとする（質疑者名は非公表）。

第 9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成時の留意事項等の条

件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第 10 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、本業務に係る選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会における審査結果を踏まえ受託候補者を選定する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るヒアリング及びプレゼンテーションを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1 者ずつの呼び込み方式とし、ヒアリング等を行う順番は参加表明書の受付順とする。

イ 提案者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施するものとし、終了後に各委員による質疑応答を行う。所要時間は、プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答が 5 分以内とする（合計 20 分以内）。

ウ 企画提案の追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とする。ただし、企画提案書同様、法人名、ロゴ等の事業者を特定できる情報を記載しないこと。

エ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第 6 で示した、企画提案書の提出要請時にあわせて通知する。

3 評価基準

別表第 1 「評価基準」で掲げる評価基準に基づき審査及び評価を行う。

4 受託候補者の特定

審査会において、各委員の評価点数の合計を加算し順位を付け、最も評価点数の高い者を審査会の合議の上、受託候補者として特定する。なお、評価点数の合計が同点となる者が 2 者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

ただし、得点が最も高い場合又は提案者が 1 者であった場合においても、その得点の合計が 6 割未満の場合は、受託候補者として特定しないことがある。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全てに対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 企画提案者

エ 受託候補者の特定理由

オ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

カ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）に

より市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 (1)の通知があった日から7日以内までの午後5時まで（土日祝を除く）

イ 提出場所 第4に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時まで（土日祝を除く）に持参すること。郵送の場合は期限までに必着のこと。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数（受託候補者以外は企画提案者名が特定できないよう配慮する）

(3) 受託候補者の特定理由

(4) 審査の経過及び審査会委員

第11 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、提案内容を反映した仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。※ただし、徳島市契約規則第31条の規定に該当する場合は免除できる。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

完了払いとする。

第12 その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

別表第 1（評価基準）

評価項目		評価内容	配点
1	業務理解 基本方針	本業務の趣旨や背景を深く理解し、全体的な基本方針や企画コンセプトが明確かつ妥当であるか。	10 点
2	企画・編集戦略	トレンドやターゲット層のニーズを捉え、「徳島を楽しむ 10 のこと」の再定義、モデルコース提案、キャッチコピー・写真構成等の企画が具体的かつ魅力的であるか。	20 点
3	ナイトタイムプロ モーション	阿波おどり会館や眉山ロープウェイの LED 景観照明等を活用し、実際の夜間誘客や滞在時間延長につながる効果的な誌面展開が提案されているか。	20 点
4	デジタル媒体との 連携	二次元コード等を活用し、市ホームページ・SNS・デジタルマップ等へのシームレスな誘導や周遊促進を配慮した実効性の高い施策となっているか。	15 点
5	デザイン性・視認性	表紙・中面モックアップのデザイン性、レイアウトの訴求力が高いか。また、UD フォントや CUD 等、ユニバーサルデザインへの配慮がなされているか。	15 点
6	業務遂行体制 スケジュール	業務実施体制（取材・正確な情報調査等含む）及び制作スケジュールが現実的であり、成果品を確実かつ高品質に納品できる体制が整っているか。	10 点
7	価格（見積内容）	予定価格の範囲内であり、見積積算の内訳が妥当かつ明確であるか。代替提案がある場合はその費用対効果や内訳が適切か。	10 点
合計			100 点